

NEDO 知財方針をそのまま適用した例

2021 年度新エネルギー戦略第 0524001 号
2021 年 5 月 27 日
国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
技術戦略研究センター

NEDO プロジェクトにおける知財マネジメント基本方針

日本版バイ・ドール制度の目的（知的財産権の受託者帰属を通じて研究活動を活性化し、その成果を事業活動において効率的に活用すること）及びプロジェクトの目的を達成するため、プロジェクトにおいては、以下の知的財産マネジメントを実施することを原則とする。

本方針に記載のない事項については、プロジェクトの目的を踏まえ、プロジェクト参加者間の合意により必要に応じて定めるものとする。

プロジェクト参加者は、本方針に従い、原則としてプロジェクト開始（委託契約書の締結）までに、プロジェクトの参加者間で知的財産の取扱いについて合意するものとする。なお、合意書の作成に当たっては、将来の事業化に向けた研究開発成果の活用を念頭に置くとともに、経済産業省の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」を参考にする。

1. 本方針で用いる用語の定義

(1) 発明等

「発明等」とは、発明、考案、意匠の創作、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和 60 年法律第 43 号）第 2 条第 2 項に規定する回路配置の創作、種苗法第 2 条第 2 項に規定する品種の育成、著作物の創作及び技術情報のうち秘匿することが可能なものであつてかつ財産的価値のあるもの（以下「ノウハウ」という。）の案出をいう。

(2) 発明者等

「発明者等」とは、発明等をなした者をいう。

(3) 知的財産権

「知的財産権」とは、特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、種苗法（平成 10 年法律第 83 号）第 3 条に規定する品種登録を受ける地位及び著作権（著作権法（昭和 45 年法律第

（注意）

○NEDO が委託する技術に関する研究開発プロジェクトについて、公募（追加公募）する場合（※1）は、以下のリンク先資料にある NEDO プロジェクトにおける知財マネジメント基本方針（以下「NEDO 知財方針」という）のうち公募時期に対応したものを適用（提示）することが原則です。

※1

- （1）新規プロジェクトについて公募をする場合
- （2）NEDO 知財方針が適用されているプロジェクトについて追加公募をする場合
- （3）NEDO 知財方針が適用されていないプロジェクトの追加公募において、NEDO 知財方針を適用したい場合

【参考リンク】

[30_NEDO 知財基本方針_各種雛形 - ドキュメント一覧 \(sharepoint.com\)](#)

NEDO 知財方針を変更して適用した例

2021 年度新エネルギー戦略第 0112001 号
令和 4 年 1 月 13 日
国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
新領域・ムーンショット部

NEDO 先端研究プログラムにおける知財マネジメント基本方針

日本版バイ・ドール制度の目的（知的財産権の受託者帰属を通じて研究活動を活性化し、その成果を事業活動において効率的に活用すること）及びプロジェクト（本事業におけるプロジェクトは研究開発テーマ及びその実施体制をいう。以下同じ。）の目的を達成するため、プロジェクトにおいては、以下の知的財産マネジメントを実施することを原則とする。

本方針に記載のない事項については、プロジェクトの目的を踏まえ、プロジェクト参加者間の合意により必要に応じて定めるものとする。

プロジェクト参加者は、本方針に従い、原則としてプロジェクト開始（委託契約書の締結）までに、プロジェクトの参加者間で知的財産の取扱いについて合意するものとする。なお、合意書の作成に当たっては、経済産業省の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」を参考にする。

1. 本方針で用いる用語の定義

(1) 発明等

「発明等」とは、発明、考案、意匠の創作、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和 60 年法律第 43 号）第 2 条第 2 項に規定する回路配置の創作、種苗法第 2 条第 2 項に規定する品種の育成、著作物の創作及び技術情報のうち秘匿することが可能なものであつてかつ財産的価値のあるもの（以下「ノウハウ」という。）の案出をいう。

(2) 発明者等

「発明者等」とは、発明等をなした者をいう。

(3) 知的財産権

「知的財産権」とは、特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、種苗法（平成 10 年法律第 83 号）第 3 条に規定する品種登録を受ける地位及び著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する全ての権利を含む）、外国における上記各権利及び地位に相当する権利及び地位並びにノウハウを使用する権利をいう。

○公募時期に対応した NEDO 知財方針をそのまま（プロジェクト名の追記等、実質的に内容を変更しない軽微な変更、修正をすることは可）適用（提示）する。

○個々のプロジェクトの目的、態様等に応じて、NEDO 知財方針を適用しない場合及び NEDO 知財方針の内容を修正・変更する必要がある場合は、事前に技術戦略研究センター標準化・知財ユニットと相談・調整すること。

この相談・調整の結果、NEDO 知財方針の内容を実質的に修正・変更する場合は、決裁基準「100-26-16」に、「主管理事」、「技術戦略研究センター次長」を加え、起案・決裁する。

○NEDO 知財方針の適用対象となっていないプロジェクトに、「参考資料」として NEDO 知財方針を添付することを妨げない。